

労働者派遣事業及び民営職業紹介事業の指導監督 に関する行政評価・監視結果（要旨）

調査結果の通知先：愛知労働局

調査結果の通知日：平成17年1月14日

調査実施時期：平成16年8月～17年1月

〔調査の背景事情等〕

- 労働者派遣事業及び民営職業紹介事業は、社会経済情勢の変化に対応した新たな労働力需給システムとして着実に定着。
- 国は、平成15年6月、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律及び職業安定法を改正し、派遣労働者の派遣期間の緩和、派遣対象業種の拡大、民営職業紹介事業の許可、届出手続の簡素化等の措置を実施。
- この行政評価・監視は、労働者派遣事業及び民営職業紹介事業の適正な運営と労働者の労働条件確保の観点から、これら事業の実施状況及び事業者に対する指導監督状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

〔調査実施機関、調査対象機関〕

- 調査実施機関
中部管区行政評価局
- 対象機関
愛知労働局
派遣元事業所（12）、派遣先事業所（6）、有料職業紹介事業所（10）

〔調査結果〕

1 労働者派遣事業の事業運営の適正化

(1) 派遣元事業所における事業運営

《仕組み》

- 派遣元事業所は、派遣先と労働者派遣契約書を締結するとともに、派遣労働者に対し、労働条件及び就業条件について、原則として書面の交付により明示しなければならないほか、労働者派遣法の派遣元事業所に係る各規定を遵守することとされている。

《主な問題点》

ア 労働者派遣契約の締結等

- 労働者派遣契約について、書面で締結していないもの（1事業所）、労働者派遣契約書に派遣契約解除に伴う派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の記載がない等必要な事項を記載していないもの（8事業所）、従事する業務の内容等必要事項の記載内容が具体的になっていないもの（8事業所）。
- 派遣受入制限のある業務に関する労働者派遣契約について、派遣先から派遣受入期間の制限に抵触する日の通知を受けないまま労働者派遣契約を締結しているもの（4事業所）。

- 労働者を派遣するに当たり、派遣先に対して派遣労働者の氏名、性別等を書面等の交付により通知していないもの（2事業所）、派遣先に通知しているが、派遣労働者の性別の記載がない等必要な事項を記載していないもの、社会保険・雇用保険に加入していない理由の記載内容が具体的になっていないものなど（9事業所）。

イ 労働条件の明示

- 派遣労働者として雇い入れる際に、休日、休暇等を記載した労働条件通知書を交付していないもの（1事業所）、労働者を派遣する際に、就業場所、派遣期間等を記載した就業条件明示書を交付していないもの（1事業所）。
- 労働条件通知書、就業条件明示書に派遣期間、就業時間等必要な事項を記載していないもの（11事業所）、時間外労働、休日労働等必要事項の記載内容が具体的になっていないもの（9事業所）。

ウ その他個人情報の管理等

- 派遣労働者の個人情報を適正に管理するための個人情報適正管理規程を作成していないもの（2事業所）。
- 派遣元責任者に選任された者が労働者派遣業務に従事しておらず、事実上不在となっているものや派遣元責任者の有効期間が満了しているにもかかわらず講習を受けていないことから選任者数が不足しているもの（2事業所）。
- 派遣労働者ごとに就業条件等を記載する派遣元管理台帳を作成していないもの（2事業所）、時間外労働及び休日労働等必要な事項を記載していないもの（7事業所）、従事した業務の種類等必要事項の記載内容が具体的になっていないもの（7事業所）。

(2) 派遣先事業所における事業運営

《仕組み》

- 派遣先事業所は、事前面接を行うこと、派遣元事業所から当該労働者に係る履歴書を送付させること等の派遣労働者を特定することを目的とする行為を行ってはならないほか、労働者派遣法の派遣先事業所に係る各規定を遵守することとされている。

《主な問題点》

- 派遣元事業所から履歴書を送付させ、事前面接を実施しているもの（2事業所）。
- 派遣労働者ごとに就業実績等を記載する派遣先管理台帳を作成していないもの（3事業所）、従事した業務の種類等必要事項の記載内容が具体的になっていないもの（2事業所）。

(3) 愛知労働局の指導状況

《仕組み》

- 愛知労働局は、派遣元事業所及び派遣先事業所に対し、その業務の適正な運営を確保するため、労働者派遣法第48条第1項に基づき定期指導及び集団指導を実施している。

《主な問題点》

- 派遣契約書、派遣先への通知、就業条件明示書等について、記載すべき事項の一部が未記載であるにもかかわらず、これを指導していないもの（平成15年度以降に定期指導を行った6事業所中4事業所）。
- 派遣先を特定しないよう指導しているにもかかわらず、未改善のままとなっているものや派遣

契約書、就業条件明示書等の不備について指導しているにもかかわらず、一部が未改善のままとなっているもの（平成 15 年度以降に定期指導を行った 6 事業所中 4 事業所）。

③ 集団指導への出席率は 53.3%（平成 15 年度）。

[改善所見]

愛知労働局は、労働者派遣法等の周知、啓発と事業運営の適正化を図るとともに、派遣労働者の労働条件の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- i) 派遣元事業所に対する定期指導については、指導漏れが生ずることのないよう的確に行うこと。
- ii) 派遣元事業所及び派遣先事業所に対する集団指導については、事業所の出席状況を経年的に把握するなどして出席率を高める措置を検討する等その実効性を高めること。
- iii) 指導事項については、必要に応じてその後の改善状況を的確に確認すること。

2 民営職業紹介事業の事業運営の適正化

(1) 事業運営

《仕組み》

- 有料職業紹介事業所は、職業紹介に当たり、原則として求人者から労働条件を明示した書面等の交付を受けるとともに、求職者に対しても労働条件を書面等の交付により明示しなければならないほか、職業安定法の有料職業紹介事業所に係る各規定を遵守することとされている。

《主な問題点》

ア 労働条件の明示等

- 従前の取引慣行により求人者から労働者が従事すべき業務の内容等の労働条件を明示する書面等の交付を受けていないもの（6 事業所）、求職者に対し、所定労働時間を超える労働の有無等の労働条件を明示する書面等の交付を行っていないもの（4 事業所）。
- 求人者に対し、取扱職種の種類、手数料及び苦情の処理に関する事項を明示する書面等の交付を行っていないもの（9 事業所）、求職者に対し、取扱職種の種類、手数料、苦情の処理、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項を明示する書面等の交付を行っていないもの（10 事業所）。

イ その他個人情報の管理等

- 求職者の個人情報を適正に管理するための個人情報適正管理規程を作成していないもの（1 事業所）。
- 職業紹介責任者に選任された者が職業紹介業務を統括管理していないもの（1 事業所）。
- 業務運営規程や求人求職管理簿、手数料管理簿を作成していないもの（6 事業所）。

(2) 愛知労働局の指導状況

《仕組み》

愛知労働局は、有料職業紹介事業所に対し、その業務の適正な運営を確保するため、職業安定法第 48 条の 2 に基づき定期指導及び集団指導を実施している。

《主な問題点》

- 指導事項が求人求職管理簿、手数料管理簿の不備など一部の項目に偏っているため、労働条件

や取扱い職種の範囲等を明示する書面等の未交付、業務運営規程の不備等について、一部が指導漏れとなっているもの（平成 15 年度以降に定期指導を行った 4 事業所すべて）。

○ 集団指導への出席率は 47.6%（平成 15 年度）。

[改善所見]

愛知労働局は、職業安定法等の周知、啓発と事業運営の適正化を図るとともに、求職者の保護を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- i) 定期指導については、指導漏れが生ずることのないよう的確に行うこと。
- ii) 集団指導については、事業所の出席状況を経年的に把握するなどして出席率を高める措置を検討する等その実効性を高めること。
- iii) 指導事項については、必要に応じてその後の改善状況を的確に確認すること。